

入 札 説 明 書

調達案件名

広報さがみはら新聞折り込み、配布（ポスティング等）、梱包、配送・納品業務委託

相模原市 企画財政局 財務部 契約課

（平成30年2月5日入札公告分）

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

（1）入札番号

4004

（2）契約件名

広報さがみはら新聞折り込み、配布（ポスティング等）、梱包、配送・納品業務委託

（3）数量

別紙仕様書のとおり

（4）履行期間

平成30年4月2日から平成31年3月31日まで

（5）納入場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （3）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- （5）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- （6）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- （7）入札日前日現在、契約規則に基づく平成29・30年度競争入札参加資格者として登録され、

営業種目が「広告・宣伝委託」及び細目が「新聞、チラシ」が認定されていること。

- (8) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市企画財政局財務部契約課

電話 042-769-8217（直通）

FAX 042-769-5325

ホームページURL <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2（7）に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

- (2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

- (3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」（以下「電子入札システム」という。）の説明によること。

ホームページURL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（別紙1）（電子入札システムによる申請の場合は不要）

イ 2（8）に該当する契約書の写し

ウ 印刷業者からの受入場所に関する調書（別紙2）

- (2) 提出期間及び提出方法

5（1）の提出書類を、平成30年2月5日（月）午前9時から平成30年2月16日（金）午後0時までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

- (4) 入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。
- (5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。
- (6) 提出書類受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。
- (7) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

(1) 入札期間

平成30年3月22日（木）午前9時から平成30年3月23日（金）午後5時まで

(2) 開札日時

平成30年3月26日（月）午前10時00分

(3) 場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館4階入札室

注：入札書受付締切日時は、紙入札等も同様とするが、郵便入札の場合は、16の説明による。

7 入札参加資格の喪失に関する事項

- (1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。
- (2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書（仕様書等）に関する事項

- (1) 入札説明書（仕様書等）は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「公告」からダウンロード可。
- (2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。
- (3) 質問及び回答
質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。
※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書（電子入札用）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。
※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、ファクシミリにより回答を送付する。
- (4) 質問は、上記（3）又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは

受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

- (1) 総価単価契約の分割払いとする。入札書には税抜きの合計金額（数量×単価）を記入すること。
- (2) 入札書に記載された金額の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を持って契約金額とする。
- (3) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札金額とすること。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札書
- (4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札書
- (5) ICカードを不正に使用した入札書
- (6) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名押印及び訂正印がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までには到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - ク 紙入札承認を受けていないもの

12 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日

(閉庁日を除く。)以内に再入札通知書を発行する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

(5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。

(6) 紙入札により参加した者へは(4)及び(5)の通知はファクシミリにて通知する。

(7) 落札者は決定の翌日までに内訳書を提出すること。

1.3 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約時まで納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除とする。

1.4 入札の中止等に関する事項

(1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。

(2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。

(3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。

(4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。

(5) 入札が中止、延期又は取消となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.5 契約金の支払方法に関する事項

業務完了報告を行い、検査を受けた後、請求に基づき当該月分を支払う。

1.6 郵便入札に関する事項

(1) 郵便入札は、原則として遠隔地(例えば日本国外等)にある者を対象とする。郵便入札を行う場合は、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に事前に連絡すること。

(2) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること(日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

(3) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

1.7 開札に立ち会う者に関する事項

開札は電子入札システムにおいて行うため、原則として入札者の立会いは要しない。ただし、立会いを希望する場合は、開札日前日までに「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に連絡すること。

また、開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければならない。

1.8 その他

(1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書（案）」による。

(2) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。

(5) 苦情申立て

ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。

(6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加

2(7)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。

(7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。

(8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」(1)～(6)、(8)、(9)のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書		公告日	平成３０年２月５日		公告別案件 No	2 / 6
入札番号		４００４				
契約件名		広報さがみはら新聞折り込み、配布（ポスティング等）、梱包、配送・納品業務委託				
数量		別紙仕様書のとおり				
履行期間		平成３０年４月２日から平成３１年３月３１日まで				
納入場所		別紙仕様書のとおり				
参加条件	認定営業種目 （入札日の前日まで）	営業種目		細目		
		広告・宣伝委託		新聞、チラシ		
	実績	公告日から、過去５年において、国若しくは地方公共団体に折り込み委託の実績があること。				
	履行能力	—				
競争参加資格確認申請書受付期間		平成３０年　２月　５日（月）午前９時　　　から　平成３０年　２月１６日（金）午後０時　　まで				
競争参加資格確認通知書発行期間		平成３０年　２月　２３日（金）午後１時　　　から　平成３０年　２月　２３日（金）午後５時　　まで				
参加資格がないと認めた理由の説明請求期限		平成３０年　３月　６日（火）午後５時				
質問期限		平成３０年　３月　１日（木）				
回答期限		平成３０年　３月　９日（金）				
理由の説明請求に係る回答期限		平成３０年　３月１３日（火）午後５時				
入札書受付期間		平成３０年　３月２２日（木）午前９時　　　から　平成３０年　３月２３日（金）午後５時　　まで				
		＊郵便の場合　平成３０年　３月２２日（木）までに必着				
開札予定日時		平成３０年　３月２６日（月）午前１０時００分				
備考		この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 本契約は、平成３０年度相模原市予算が平成３０年３月３１日までに相模原市議会において可決された上、同年４月２日に契約を締結することによって確定するものとする。				

競争参加資格確認申請書

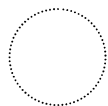
年 月 日

相模原市長 あて

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
(代理人氏名)
(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
入札番号	
調達物品名	



広報さがみはら新聞折り込み、配布（ポスティング等）、梱包、配送・納品業務委託 総価単価契約書（案）

1 業務委託の名称	広報さがみはら新聞折り込み、配布（ポスティング等）、梱包、配送・納品業務委託		
2 契約単価	規 格		単価〈新聞折り込み、配布（ポスティング等）は、1回1部につき。梱包、配送・納品は1回につき〉
	新聞折り込み	タブロイド判（ 2 ページ）	円
		タブロイド判（ 8 ページ）	円
		タブロイド判（1 2 ページ）	円
	配布（ポスティング） 広報・ウェルネス		円
	配布（ポスティング） さがみはら市議会だよりを発行する場合の加算分		円
	梱包、配送・納品 広報・ウェルネス		円
	梱包、配送・納品 さがみはら市議会だよりを発行する場合の加算分		円
3 予定金額	円 （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法並びに地方税法の規定により算出したもので、予定金額に 8/108 を乗じて得た額である。（注）予定金額は、確定金額ではない。		
4 履行場所	市内全域及び一部市外の発注者が指定する場所		
5 契約期間	契約日から平成31年3月31日まで		
6 報告書	受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して報告書を提出しなければならない。		
7 支払時期	毎月1回。但し業務完了検査後。		
8 契約代金の支払い	支払いの都度、次により算出した額 （該当する新聞折り込み契約単価）×（各号の新聞折り込み部数）＋〈該当する配布（ポスティング）契約単価〉×〈各号の配布（ポスティング）部数〉＋（該当する梱包、配送・納品契約単価）の合計額 ただし、各号の算出額において、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。		
9 支払期限	受注者は、報告書を提出したのちに、所定の手続きに従って、発注者に請求書を提出するものとする。 発注者は、受理した請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に、相模原市指定金融機関において受注者に支払うものとする。		
10 契約保証金	☐ 現金 ☐ 有価証券 ☐ 銀行等の保証 ☐ 履行保証保険 ☐ 免除 (相模原市契約規則第34条第 号) ※第11条全文削除 円 円 円		

上記の業務委託について、相模原市を発注者とし、_____を受注者として、契約条項に基づき、委託契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印のうえ、それぞれ、その1通を保有する。

平成30年4月 日

発注者 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市

代表 相模原市長 加山 俊夫

印

受注者

印

収入
印紙

契 約 条 項

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この条項(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この条項及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約期間内に完了し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者とが用いる言語は、日本語とする。

4 この条項に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者とが用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

6 この条項及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、業務を行う上で得られた情報等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第4条 受注者は、業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、資料1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(業務内容の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは契約期間若しくは予定金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(臨機の措置)

第6条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむをえない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な緊急の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者がこの契約の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第7条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の賠償)

第8条 受注者は、業務の履行に関し、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

2 発注者は、業務の履行に関し、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(業務完了の報告及び検査)

第9条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前項の規定を準用する。

3 履行業務は、検査に合格したときに完了するものとする。

(契約代金の支払い)

第10条 この契約に係る予定金額は、該当する新聞折り込み契約単価に各号の新聞折り込み部数を乗じた金額と、該当するポスティング契約単価に各号のポスティング部数を乗じた金額に、該当する梱包、配送・納品契約単価を加算したものとする。ただし、各号の算出額において、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

2 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求を受けた日から起算して30日以内に、契約代金を支払うものとする。

(契約の保証)

第11条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、予定金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 予定金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の予定金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(履行遅滞の場合の違約金)

第12条 受注者の責に帰すべき理由により発注書で指示する期間内に業務を完了することができない場合は、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額とする。

3 損害金は、契約代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、又は適正な理由なくして、契約期間又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと明らかに認め

られるとき。

- (2) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (4) 破産手続開始、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

2 前項に規定する場合のほか、発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる。

3 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定により業務内容を変更したため予定金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第5条の規定による業務の中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能になったとき。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第16条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

- (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、予定金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第11条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(解除の効果)

第15条 第13条及び第14条の規定により契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、第13条及び第14条の規定により契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分があると認めたときは、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した既済部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

3 第2項の既済部分の契約代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第13条第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、予定金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

5 前項の違約金は、契約代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第13条第2項及び第3項の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(談合その他不正行為による発注者の契約解除権)

第17条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は予定金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為に対する賠償の予定)

第18条 受注者が、この契約の当事者となる目的でなした行為に関して、第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は予定金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第17条第1項第1号から3号までのうち、当該排除措置命令若しくは納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

- (2) 第17条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法第198条の規定による刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が予定金額の10分の1に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について受注者に対する

賠償金の請求を妨げるものではない。

3 第1項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
(その他)

第19条 この条項に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）によるほか、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

印刷業者からの受入場所に関する調書

年 月 日

相 模 原 市 長 あ て

所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

担当者
(電話番号)

「広報さがみはら」印刷業者からの受け入れに使用する作業場所については、次のとおりです。
なお、落札後に契約、購入等を行うことで確保を予定している項目につきましては、落札後、速やかに確保します。

記

項 目			予 定※
1	所在地		
	作業場所に使用できる広さ		
	市役所からの移動時間	分	
2※	所在地		
	作業場所に使用できる広さ		
	市役所からの移動時間	分	

※ 落札後に、契約、購入等を行うことで確保する項目については、「予定」の欄に「○」印を記入してください。
作業場所を2箇所に分離する場合のみ、「2」の各項目を記載してください。

広報さがみはら新聞折り込み、配布（ポスティング等）、梱包、 配送・納品業務委託契約に関する仕様書

契約書に基づく委託業務の仕様は、次のとおりとする。なお、この仕様書において、特別の定めがある場合を除き、「広報さがみはら」には「別冊ウェルネス通信」「さがみはら市議会だより」を含むものとする。

1 契約期間

平成30年4月2日～平成31年3月31日

2 業務の内容

「広報さがみはら」の新聞折り込み、配布（ポスティング等）、梱包、配送・納品に関する業務とする。

3 広報さがみはらの規格等

「広報さがみはら」の規格は次のとおりとする。なお、予定発行回数は、1日号が8ページ2回、12ページ10回、15日号が8ページ2回、12ページ10回、「別冊ウェルネス通信」は毎号発行、「さがみはら市議会だより」は2ページ1回、8ページ4回とする。

（1）1日号

「広報さがみはら」 タブロイド版、8ページ又は12ページ、全市版

「別冊ウェルネス通信」 タブロイド版、2ページ、全市版

「さがみはら市議会だより」 タブロイド版、2ページ又は8ページ、全市版

（2）15日号

「広報さがみはら」 タブロイド版、8ページ又は12ページ、最終ページが区版

（3パターン）

「別冊ウェルネス通信」 タブロイド版、2ページ、全市版

4 広報さがみはらの発行部数及び梱包、配送・納品、配布（ポスティング等）箇所

（1）発行部数

「広報さがみはら」は1号あたり235,000部、「別冊ウェルネス通信」は1号あたり230,000部、「さがみはら市議会だより」は1号あたり212,000部。発行部数は予定数量であり、状況により変動する。

（2）梱包、配送・納品箇所

別添1「平成30年度広報さがみはら納品予定場所」のとおり。梱包、配送・納品箇所は、状況により10箇所程度増減することがある。なお、「広報さがみはら」と「別冊ウェルネス通信」「さがみはら市議会だより」の各配送部数及び梱包、配送・納品箇所は、印刷業者からの受け入れ日までに別途送付する発注書で指示する。

（3）配布（ポスティング等）箇所

別途発注書で指示する。配布（ポスティング等）部数は、1回あたり2,500箇所程度と

する。なお、配布（ポスティング等）箇所は、印刷業者からの受け入れ日までに別途送付する配布リストで指示する。

5 印刷業者からの受け入れ

原則として、別添2「平成30年度広報さがみはら納品日程表（予定）」（以下「日程表」という。）の納品1の前日（土・日曜日、祝日等の場合はその前日）の午前10時までに、相模原市から配送車両等でおおむね2時間以内の作業場所2箇所以内で受け入れること。また、印刷業者とは、連絡を密にし、業務を円滑に履行すること。

6 梱包

受注者は、別途発注書で指示する宛先毎に梱包すること。梱包に当たっては、「広報さがみはら」を汚損しないように注意し、表面に発注者が指定する宛先名、部数等を明確に記載すること。また、発注書の配送分にある広聴広報課納品分（広聴広報課広聴班分を除く）は、1日号は「広報さがみはら」と「別冊ウェルネス通信」「さがみはら市議会だより」に分けて梱包し、15日号は「広報さがみはら」緑区版、中央区版、南区版、「別冊ウェルネス通信」に分けて梱包すること。その他、納品部数が多い場合は、適宜、重くならないように分けるなど配慮すること。なお、梱包に必要な封筒等は受注者が用意すること。

7 配送・納品

受注者は、別途発注書で指示する場所に納品すること。

- (1) 配送分（図書館、博物館、相模大野図書館、駅、神奈川銀行相模台支店、ニトリモール相模原、新聞販売店を除く）は、納品1の日に納品すること。

また、配送分のうち図書館、博物館、相模大野図書館と宅配分のうち相模原市東京事務所分は納品1の日に発送し、コンビニエンスストア等（宅配分 No.223～No.266）は発行日の前日に届くよう発送すること。

- (2) 新聞販売店には、納品2の日に納品すること。
- (3) 相模原市東京事務所とコンビニエンスストア等（宅配分 No.223～No.266）を除く宅配分は、発行日当日の午前10時まで（市外宅配分は発行日当日まで）に届くよう発送すること。
- (4) 市役所納品分は、納品1の日の午後2時から3時までに広聴広報課事務室へ納品すること。
- (5) 駅と神奈川銀行相模台支店、ニトリモール相模原には、発行日当日、午前10時までに納品し、発注者が別途指定する場所に配架すること。なお、配架の際、ラックに置かれている印刷物等は撤去し、簡単な清掃を行ったうえで配架するとともに、撤去した印刷物等は、適切に処分すること。また、神奈川銀行相模台支店については、発行日が休業日の場合は事前に同支店に連絡の上、発行日までに宅配にて納品すること。
- (6) 発注者から配送状況の確認を求められたときは、速やかに調査及び配送に要する時間等の対応方法を報告できる体制を整えること。

8 新聞折り込み

- (1) 折り込み対象新聞は、朝日、毎日、読売、産経、東京、神奈川、日本経済の日刊7紙の朝刊とし、その他の新聞には折り込まないこと。

- (2)「広報さがみはら」「別冊ウェルネス通信」の折り込み日は、毎月1日と15日の発行日当日とする。「さがみはら市議会だより」の折り込み日は、5月、6月、8月、11月、2月の各1日の発行日当日とする。ただし、1日及び15日が新聞休刊日の場合、その前日に折り込むこと。
- (3)「広報さがみはら」と「別冊ウェルネス通信」「さがみはら市議会だより」とは連続して折り込まれるよう、他の広告物等を挟まないこと。また、目立つように、他の広告物等の一番上に置くか、帯にして折り込むこと。
- (4)1日号は、相模原市内の全ての折り込み対象新聞購読世帯に必ず配布することとし、市外の世帯には配布しないこと。15日号は、該当する区版を相模原市内各区の全ての折り込み対象新聞購読世帯に必ず配布することとし、区外の世帯には配布しないこと。
同一新聞販売店から複数の新聞を購読している世帯への折り込みは、原則1部とすること。

9 配布（ポスティング等）

受注者は、別途配布リストで指示する世帯（市内）へ配布すること。

- (1)配布日は、発行日当日とする。ただし、発行日が新聞休刊日の場合、その前日に配布すること。
- (2)配布（ポスティング等）するものは、「広報さがみはら」と「別冊ウェルネス通信」「さがみはら市議会だより」とする。また、2月15日号（予定）では、「（仮称）配布希望の更新手続きのお知らせ」（A4版1枚）を同時に配布すること。
- (3)広報さがみはらの配布に際しては、宛名ラベル等の貼付はせず、雨や風等で汚損しないようにビニール等で梱包して、希望者（世帯）のポスト等に投函する。なお、一部地域において、発注者と協議の上、地域の実情に応じて、ポスティング以外の手段で配布することも可とする。
- (4)毎号配布箇所数変動するので、市が送付する配布リストに基づき配布すること。

10 苦情の処理

梱包、配送・納品、折り込み及び配布（ポスティング等）に関する苦情があった場合は、責任をもって再配達を含む迅速な処理を行うこと。また、発注者へ適宜処理経過を報告すること。

11 新聞販売店への周知徹底

業務を円滑に履行するため、各新聞販売店と連絡・調整を密に行うこと。適宜、新聞販売店を巡回するなど、業務の主旨を徹底するとともに、履行検査を行うこと。

12 報告

本委託業務を正確かつ迅速に履行し、折り込み、配布（ポスティング等）、梱包、配送・納品部数一覧表を、「広報さがみはら・別冊ウェルネス通信」1通、「さがみはら市議会だより」1通作成し、各々広聴広報課、政策調査課に報告書により報告を行い、検査を受けること。また、発注者は必要があるときは、受注者に対して各新聞販売店から徴収した配布部数

票等の提出を求めることができる。なお、報告は文書により行うものとする。

1 3 見積書、請求書

見積書、請求書については、「広報さがみはら・別冊ウェルネス通信」分を広聴広報課に、「さがみはら市議会だより」分を政策調査課に提出すること。

1 4 環境配慮事項

この契約における業務の実施においては、次の事項に留意する。

- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を理解し、業務を行う。
- (2) 発注者への提出書類及び添付資料は、原則として再生紙を使用する。
- (3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努める。
- (4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条令、相模原市一般廃棄物処理実施計画など、関連法令等を遵守し、適正に処理する。

1 5 個人情報の保護

- (1) 受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本仕様書に基づく業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、資料 1 「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

1 6 相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除

発注者及び受注者は、この契約による業務からの暴力団排除について、相模原市暴力団排除条例（平成 23 年相模原市条例第 31 号。）に従い、資料 2 「相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除について」に掲げる必要な措置を講じなければならない。

1 7 その他

- (1) 緊急時の対応などのため、受注者は発注者の指示を受けたときからおおむね 1 時間以内に、営業担当者等が広聴広報課事務室に到着できる体制を整えること。
- (2) この仕様に定めのない事項については、その都度発注者と受注者とが協議し、定めるものとする。

名 称	総 数				ウェルネス 通信	さがみはら 市議会だより
		緑区	中央区	南区		
配送分(122か所、内訳は別紙①)	226,441	51,355	83,774	91,312	221,862	208,074
市役所(1か所)	11,626	2,003	7,620	2,003	8,407	409
緑区役所(2か所)	800	780	10	10	800	310
南区役所(1か所)	1,040	10	10	1,020	1,040	275
まちづくりセンター・公民館など(36か所)	1,805	110	810	885	1,805	890
駅(17か所)	3,360	680	1,080	1,600	2,060	640
銀行等(8か所)	1,850	395	600	855	1,790	0
城山総合事務所(1か所)	320	320	0	0	320	160
津久井総合事務所(1か所)	240	240	0	0	240	120
相模湖総合事務所(1か所)	200	200	0	0	200	120
藤野総合事務所(1か所)	200	200	0	0	200	150
新聞販売店(53か所、内訳は別紙②)	205,000	46,417	73,644	84,939	205,000	205,000
宅配分(296か所、内訳は別紙③)	4,890	1,756	1,564	1,570	4,539	1051
市役所納品分(78か所、内訳は別紙④) ※全て広聴広報課へ納品	1,169	125	849	195	1,099	375
ポスティング分(別紙⑤)	2,500	605	1,085	810	2,500	2,500
合 計	235,000	53,841	87,272	93,887	230,000	212,000

平成30年度広報さがみはら配送分（別紙①）

		宛 先	総数				ウェルネ ス通信	さがみはら 市議会だより	住 所	電話番号
				緑区	中央区	南区				
市役所	1	広報広報課	11,100	2,000	7,100	2,000	7,981	20	中央区中央2-11-15	042-769-8200
		5-3 広報広報課広報班 (コールセンター)	45		45		45			
		中央区役所区政策課	200		200		100			
		政策調査課						239		
		19-1 相模原駅連絡所	40		40		40	10		
		30-1 相模原市立図書館	96	3	90	3	96	50	中央区鹿沼台2-13-1	042-754-3604
		30-3 相模原市立博物館	20		20		20	15	中央区高根3-1-15	042-750-8030
		30-4 相模川ふれあい科学館	30		30		30			
		31-3 銀河アリーナ	45		45		45	30		
		31-4 さがみはらグリーンプール (総合水泳場)	40		40		40	30		
		33-5 田名向原遺跡学習館	10		10		10	15		
緑区役所	1	緑区役所区政策課	230	230			230	30	緑区西橋本5-3-21	042-775-8802
		緑区役所区民課	50	50			50	30		
		12-4 アートラボはしもと	20	20			20			
		15-5 緑区・相模川自然の村 清流の里	30	30			30	30		
		15-5 緑区・相模川自然の村 野外体験教室	5	5			5			
		15-4 緑区・老人福祉センター湊松園	25	25			25			
		12-1 緑区・LCA北の丘センター(北市民 健康文化センター)	100	100			100	30		
		12-2 緑区・北総合体育館	30	30			30	30		
		9-1 緑区・サン・エールさがみはら(相 模原勤労者総合福祉センター)	55	55			55	30		
		8-4 相模原北メディカルセンター	10	10			10			
	2	11-1 ソレイユさがみ (男女共同参画センター)	30	30			30	30	緑区橋本6-2-1 シティ・ブ ラザ橋本6階 北消費生活セ ンター内	042-775-1779
		2-2 橋本図書館	130	110	10	10	130	50		
		2-3 杜のホールはしもと	15	15			15	30		
		10-4 就職支援センター	10	10			10			
		3-4 橋本駅連絡所	30	30			30			
		11-3 橋本公民館	30	30			30	20		
南区役所	1	南区役所区政策課	350			350	350	50	南区相模大野5-31-1	042-749-2134
		1-4 南区役所区民課	150			150	150	30		
		4-3 南区・相模大野図書館	100	10	10	80	100	50	南区相模大野4-4-1	042-749-2244
		5-5 南区・老人福祉センター若竹園	20			20	20			
		6-4 南区・おださがプラザ	25			25	25			
		7-2 南区・新磯ふれあいセンター	30			30	30	30		
		7-3 南区・相模原麻溝公園 管理事務所	70			70	70			
		7-5 南区・総合体育館	25			25	25	30		
		8-1 南区・市民健康文化センター	30			30	30			
		7-6 市民大学交流センター	30			30	30	30		
		9-6 相模大野駅連絡所	30			30	30			
		17-2 鶴野森中学校						5		
		8-5 南区・県央地域県政総合セン ター高相分室(高相合同庁舎内)	30			30	30			042-745-1111(代表) 内線600か601
		20-1 大野南公民館	50			50	50	20		
まちづくりセンター	1	大沢まちづくりセンター	30	30			30	30	緑区大島1776-5	042-761-2610
	2	大沢公民館	40	40			40	20	緑区大島1776-5	042-762-0811
	3	相原連絡所	10	10			10	30	緑区相原4-14-12	042-779-6770
	4	相原公民館	30	30			30	30	緑区相原4-14-12	042-773-7800
	5	大野北まちづくりセンター	80		80		80	30	中央区鹿沼台1-10-20	042-752-2023
	6	大野北公民館	60		60		60	20	中央区鹿沼台1-10-20	042-755-6601
	7	田名まちづくりセンター	70		70		70	30	中央区田名4834	042-761-0056
	8	田名公民館	25		25		25	20	中央区田名4834	042-761-1251
	9	上溝まちづくりセンター	90		90		90	30	中央区上溝7-7-17	042-762-0079
	10	上溝公民館	50		50		50	20	中央区上溝7-7-17	042-761-2288
	11	光が丘連絡所	10		10		10	5	中央区並木4-7-9	042-758-8195
	12	光が丘公民館	55		55		55	30	中央区並木4-7-9	042-756-1117
	13	小山公民館	100		100		100	30	中央区向陽町8-1	042-755-7500
	14	星が丘公民館	70		70		70	30	中央区星が丘3-1-38	042-755-0600

平成30年度広報さがみはら配分 (別紙①)

		宛 先	総数	緑区	中央区	南区	ウェルネス通信	さがみはら市議会だより	住 所	電話番号
公民館など	15	清新公民館	40		40		40	30	中央区清新3-16-1	042-755-8000
	16	中央公民館	70		70		70	30	中央区富士見2-13-1	042-758-9000
	17	横山公民館	50		50		50	30	中央区横山台1-20-10	042-756-1555
	18	陽光台公民館	40		40		40	30	中央区陽光台5-6-1	042-755-3451
	19	大野中まちづくりセンター	100			100	100	30	南区古淵3-21-1	042-742-2226
	20	大野中公民館	20			20	20	20	南区古淵3-21-1	042-746-6600
	21	麻溝まちづくりセンター	30			30	30	15	南区当麻1324-2	042-778-1006
	22	麻溝公民館	25			25	25	20	南区当麻1324-2	042-778-2277
	23	新磯まちづくりセンター	100			100	100	30	南区磯部916-3	046-251-0014
	24	新磯公民館	5			5	5	20	南区磯部916-3	046-256-1900
	25	相模台まちづくりセンター	150			150	150	30	南区相模台1-13-5	042-744-1609
	26	相模台公民館	20			20	20	20	南区相模台1-13-5	042-743-7871
	27	相武台まちづくりセンター	100			100	100	30	南区新磯野4-1-3	046-251-5373
	28	相武台公民館	15			15	15		南区新磯野3-29-13	046-256-3700
	29	東林まちづくりセンター	90			90	90	30	南区相南1-10-10	042-744-5161
	30	東林公民館	30			30	30	20	南区相南1-10-10	042-744-0087
	31	大沼連絡所	15			15	15	30	南区東大沼3-17-15	042-741-2420
	32	大沼公民館	80			80	80	30	南区東大沼3-17-15	042-744-7722
	33	大野台連絡所	25			25	25	30	南区大野台5-16-38	042-776-6511
	34	大野台公民館	50			50	50	30	南区大野台5-16-38	042-755-6000
	35	上鶴間連絡所	10			10	10	15	南区上鶴間本町7-7-1	042-749-6623
	36	上鶴間公民館	20			20	20	15	南区上鶴間本町7-7-1	042-749-6611
駅	1	JR橋本駅	300	300			150	40		
	2	JR相模原駅	300		300		150	40		
	3	JR矢部駅	150		150		100	40		
	4	JR淵野辺駅	250		250		150	40		
	5	JR古淵駅	100			100	100	40		
	6	JR相原駅	80	80			50	40		
	7	JR町田駅	300			300	200	40		
	8	JR原当麻駅	150			150	100	40		
	9	JR上溝駅	100		100		70	40		
	10	JR南橋本駅	200		200		120	40		
	11	京王橋本駅	300	300			200	40		
	12	京王多摩境駅	80		80		50			
	13	小田急相模大野駅(構内)	300			300	150	40		
	14	小田急相模大野駅(東口)	200			200	120	40		
	15	小田急相模原駅	250			250	150	40		
	16	小田急相武台前駅	150			150	100	40		
	17	小田急東林間駅	150			150	100	40		
銀行等	1	神奈川銀行相模台支店	20			20	20		相模原市南区松が枝町24-10	042-743-4511
	2	セブンイレブンジャパン(SEJ中央センター)	1,280	390	520	370	1,280		入田区昭和島2-4-7 シーエクスプレ昭和島配送センター	03-5762-0785
	3	(株)相鉄エージェンシー 企画開発室 媒体部 浅羽様	50	5	40	5			横浜市神奈川区栄町5-1 YCS 5階	045-450-1802
	4	横浜銀行 相模原駅前支店	20		20		20		中央区相模原2-1-1	042-754-1234
	5	横浜銀行 淵野辺支店	20		20		20		中央区淵野辺4-15-3	042-752-1811
	6	ライフ上鶴間店 店長代理 清水様	100			100	100		南区上鶴間1-16-2	042-747-7720
	7	ライフ相模大野駅前店	300			300	300		南区相模大野3-2-1 ライフ相模大野駅前店 店長 竹中 様	042-748-7400
	8	ニトリモール相模原	60			60	50		南区大野台6-1-1	
城山	1	城山まちづくりセンター	150	150			150	70	緑区久保沢1-3-1	042-782-1111
		城山公民館	50	50			50	50		
		城山保健福祉センター	50	50			50	30		
		城山地域包括支援センター (城山保健福祉センター内)	25	25			25			
		市立公文書館	30	30			30	10		
		もみじホール城山	15	15			15			
津	1	津久井まちづくりセンター	240	240			240	120	緑区中野633	042-784-1141
湖	1	相模湖まちづくりセンター	200	200			200	120	緑区与瀬896	042-684-3211
藤	1	藤野まちづくりセンター	200	200			200	150	緑区小淵2000	042-687-2111
新聞		新聞販売店	205,000	46,417	73,644	84,939	205,000	205,000	別紙②のとおり(53か所)	
		合 計	226,441	51,355	83,774	91,312	221,862	208,074		

平成30年度広報さがみはら 新聞販売店一覧表 (別紙②)

n0	新聞販売店	総数	地域別			ウェルネス通信	さがみはら市議会だより	所在地
			緑区	中央区	南区			
1	(有) 宮田新聞店 (読売: 橋本西部)	7,510	7,510			7,510	7,510	相模原市緑区相原4-15-6
2	朝日新聞橋本西部専売所	5,700	5,450	250		5,700	5,700	相模原市緑区二本松1-35-12
3	YC読売センター橋本中央	5,182	5,182			5,182	5,182	相模原市緑区橋本5-13-3 ラ・パ'ン橋本1F
4	ASA橋本	5,150	4,820	330		5,150	5,150	相模原市緑区西橋本2-23-19
5	産経新聞橋本・相模原サービスセンター	4,250	2,650	1,600		4,250	4,250	相模原市緑区西橋本3-8-23
6	(有) 田崎新聞舗 (毎日: 橋本)	3,600	3,220	380		3,600	3,600	相模原市緑区橋本台1-4-12
7	YC読売センター南橋本	2,850	870	1,980		2,850	2,850	相模原市中央区南橋本1-15-5
8	朝日新聞相模原サービスセンター	6,665	15	6,650		6,665	6,665	相模原市中央区清新4-2-8
9	読売センター新相模原	7,890		7,850	40	7,890	7,890	相模原市中央区千代田1-1-16 幸田ビル1F
10	読売新聞上溝センター	7,950		5,350	2,600	7,950	7,950	相模原市中央区上溝2560-1
11	宝井新聞店 (読売: 大沢)	4,750	3,750	1,000		4,750	4,750	相模原市緑区大島3336-8
12	ASA相模原中央	5,750		5,600	150	5,750	5,750	相模原市中央区千代田2-12-6
13	(有) 成井新聞店 (合配: 田名)	7,050	550	6,500		7,050	7,050	相模原市中央区田名5235-1
14	朝日新聞販売センター (上溝)	3,180		2,030	1,150	3,180	3,180	相模原市中央区上溝1670
15	YC読売センター淵野辺西部	4,657		4,657		4,657	4,657	相模原市中央区光が丘2-27-6
16	ASA淵野辺西部専売所	4,150		3,500	650	4,150	4,150	相模原市中央区相生3-13-8
17	毎日新聞淵野辺販売所	1,677		1,677		1,677	1,677	相模原市中央区相生3-7-1
18	(有) タニコシ (朝日: 淵野辺東部)	4,550		4,550		4,550	4,550	相模原市中央区淵野辺4-37-20
19	(有) 読売デリバリー (読売: 淵野辺南部)	4,609		4,609		4,609	4,609	相模原市中央区共和2-1-16
20	産経新聞相模原中央・南部	2,250		1,300	950	2,250	2,250	相模原市南区大野台1-23-12
21	(有) 読売大野台	3,140		200	2,940	3,140	3,140	相模原市南区大野台5-24-13
22	(有) ワイエスシー古淵 (読売: 古淵)	3,667		100	3,567	3,667	3,667	相模原市南区古淵3-8-6
23	毎日新聞古淵販売所	2,250		800	1,450	2,250	2,250	相模原市南区古淵3-33-29
24	読売新聞相模大野中央サービスセンター	5,600			5,600	5,600	5,600	相模原市南区若松3-33-11
25	ASA 朝日新聞サービスアンカー大沼	4,650			4,650	4,650	4,650	相模原市南区若松3-32-8
26	ASA古淵 朝日新聞サービスアンカー	2,610		640	1,970	2,610	2,610	相模原市南区西大沼1-8-6
27	(株) 読売鶴ヶ丘西部	5,731			5,731	5,731	5,731	相模原市南区御園4-16-14
28	ASA相模大野西部	5,990			5,990	5,990	5,990	相模原市南区麻溝台8-39-21
29	(有) ASA相武台 (相武台前)	4,400			4,400	4,400	4,400	座間市広野台1-28-3
30	ASA相模大野	2,850			2,850	2,850	2,850	相模原市南区相模大野6-9-12
31	読売新聞相模大野サービスセンター	5,850			5,850	5,850	5,850	相模原市南区上鶴間本町7-10-18
32	毎日新聞町田西部販売所	100			100	100	100	町田市原町田5-15-2
33	産経新聞町田相模大野サービスセンター	750			750	750	750	町田市原町田2-5-7
34	YC町田中央	100			100	100	100	町田市金森477-3
35	ASA相模大野東部	2,650			2,650	2,650	2,650	相模原市南区上鶴間本町4-35-15 第2SSビル1F
36	朝日新聞サービスアンカー-ASA東林間	3,350			3,350	3,350	3,350	相模原市南区上鶴間6-12-16
37	読売センター東林間	4,961			4,961	4,961	4,961	相模原市南区上鶴間6-27-6 レイクアウトビル1F
38	毎日新聞中央林間販売所	620			620	620	620	大和市下鶴間822-4
39	ASA相模原みなみ	4,950			4,950	4,950	4,950	相模原市南区松が枝町7-4
40	毎日新聞相模原南部販売所	1,700			1,700	1,700	1,700	相模原市南区相南4-8-22
41	(有) 山田新聞店 (読売: 鶴ヶ丘中央)	4,950			4,950	4,950	4,950	座間市相模が丘3-35-13
42	(有) 読売相武台 (読売: 相武台前)	8,020			8,020	8,020	8,020	座間市広野台1-5-13
43	(有) ASA相武台 (新相武台)	1,800			1,800	1,800	1,800	座間市広野台1-28-3
44	YC読売センター相模原中央	2,663		2,663		2,663	2,663	相模原市中央区中央1-5-6
45	(有) ワイアンドアイカンパニー (読売: 相模原北部)	2,841		2,841		2,841	2,841	相模原市中央区氷川町17-2 セントラルヒルズビル1F
46	YC読売新聞淵野辺北部センター	3,074		3,074		3,074	3,074	相模原市中央区矢部4-4-9
47	(有) ワイシー淵野辺中央	3,513		3,513		3,513	3,513	相模原市中央区淵野辺4-4-14
48	(有) 津久井新聞販売ステーション (合配: 津久井)	3,900	3,900			3,900	3,900	相模原市緑区三ヶ木626-5
49	(有) 成井新聞店 津久井東部販売所 (合配: 津久井東部)	2,900	2,900			2,900	2,900	相模原市緑区根小屋1476-2
50	産経新聞津久井販売所	1,400	1,400			1,400	1,400	相模原市緑区太井242
51	(有) 相模湖橋本新聞店 (合配: 相模湖)	1,800	1,800			1,800	1,800	相模原市緑区与瀬1308
52	(有) 誠報社 (合配: 藤野)	2,400	2,400			2,400	2,400	相模原市緑区小淵1953
53	産経新聞大和中央サービスセンター (産経: 南林間相模大野南部)	450			450	450	450	大和市鶴間2-13-30 西田ビル1F
合 計		205,000	46,417	73,644	84,939	205,000	205,000	

平成30年度広報さがみはら宅配分 (別紙③)

	宛 先	総数	緑区	中央区	南区	ウェルネ ス通信	さがみは ら市議会 だより	〒	住 所	電話番号
1	相模原市東京事務所	230		230		100	40	102-0093	千代田区平河町2-4-1 日本都市センター12階	03-3222-1653
2	麻布大学 学術情報センター	10		10		10	10	252-0206	中央区淵野辺1-17-71	042-754-7111
3	青山学院大学 学生グループ	50		50		50	20	252-0206	中央区淵野辺5-10-1	042-759-6000
4	和泉短期大学 学生課	15		15		15	20	252-0224	中央区青葉2-2-1	042-754-1133
5	相模女子大学 学生課	10			10	10	20	252-0307	南区文京2-1-1	042-742-1411
6	女子美術大学 学生支援センター	40			40	40	20	252-0328	南区麻溝台1900	042-778-6111
7	北里大学 教学センター	20			20	20	20	252-0329	南区北里1-15-1	042-778-8001
8	桜美林大学 学生課	30		30		30	20	194-0213	町田市常磐町3758	042-797-3128
9	相原高校	1	1				5	252-0143	緑区橋本2-1-58	042-772-0331
10	橋本高校	1	1				5	252-0143	緑区橋本8-8-1	042-774-0611
11	相模原総合高校	1	1				5	252-0135	緑区大島1226	042-761-5055
12	城山高校	1	1				5	252-0116	緑区城山1-26-1	042-782-6565
13	津久井高校	1	1				5	252-0159	緑区三ヶ木272-1	042-784-1053
14	相模原高校	1		1			21	252-0242	中央区横山1-7-20	042-752-4133
15	上溝南高校	1		1			5	252-0243	中央区上溝269	042-778-1981
16	弥栄高校	1		1			5	252-0229	中央区弥栄3-1-8	042-758-4695
17	神奈川総合産業高校	1			1		5	252-0307	南区文京1-11-1	042-742-5715
18	麻溝台高校	1			1		5	252-0329	南区北里2-11-1	042-778-2731
19	上鶴間高校	1			1		5	252-0318	南区上鶴間本町9-31-1	042-743-5622
20	相模原青陵高校	1			1		5	252-0325	南区新磯野468	042-747-0531
21	相模原中等教育学校	1			1		5	252-0303	南区相模大野4-1-1	042-749-1279
22	麻布大学附属高校	1		1			5	252-0206	中央区淵野辺1-17-50	042-757-2403
23	光明学園相模原高校	1			1		5	252-0336	南区当麻856	042-778-1320
24	相模女子大学高等部	1			1		5	252-0383	南区文京2-1-1	042-742-1442
25	大沢郵便局	30	30			30		252-0134	緑区下九沢1752-10	042-762-7792
26	城山郵便局	15	15			15	10	252-0105	緑区久保沢2-1-30	042-782-3116
27	城山若葉台郵便局	4	4			4	10	252-0112	緑区若葉台4-1-8	042-782-3773
28	津久井郵便局	20	20			20	20	252-0157	緑区中野578-1	042-784-3300
29	串川郵便局	10	10			10	10	252-0156	緑区青山285	042-784-3301
30	津久井根小屋郵便局	10	10			10	10	252-0153	緑区根小屋1613-5	042-784-5551
31	鳥屋郵便局	5	5			5	10	252-0155	緑区鳥屋1044	042-785-0001
32	青野原郵便局	10	10			10	10	252-0161	緑区青野原1943	042-787-0001
33	相模湖郵便局	10	10			10	10	252-0171	緑区与瀬1314-2	042-684-2535
34	内郷郵便局	10	10			10	10	252-0175	緑区若柳1200-5	042-685-1100
35	吉野郵便局	10	10			10	10	252-0183	緑区吉野279	042-687-2217
36	日連郵便局	10	10			10	10	252-0185	緑区日連488	042-687-2983
37	山梨信用金庫城山支店	2	2			2	5	252-0102	緑区原宿3-2-1	042-782-7561
38	山梨信用金庫 藤野支店	10	10			10	10	252-0184	緑区小淵1693	042-687-2161
39	イオン橋本 営業企画 梅沢様	200	200			200		252-0143	緑区橋本6-2-1	042-770-1200
40	株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク アリ オ橋本 部長様	400	400					252-0146	緑区大山町1-22	042-779-3310
41	津久井湖観光センター	30	30			30	30	252-0152	緑区太井1274-2	042-784-6473
42	旭ヶ丘特別養護老人ホーム	5	5			5	5	252-0153	緑区根小屋2362-2	042-784-5670
43	鳥居原ふれあいの館	30	30			30	30	252-0155	緑区鳥屋1674	042-785-7300
44	相模原赤十字病院	20	20			20	20	252-0157	緑区中野256	042-784-1101
45	津久井警察署	7	7			7	7	252-0157	緑区中野308	042-780-0110
46	津久井郡農業協同組合総務課	10	10			10	10	252-0157	緑区中野550	042-784-1321
47	県央地域県政総合センター 津久井分室パンフレットコーナー	20	20			20	20	252-0157	緑区中野937-2	042-784-1111
48	尾崎琴堂記念館	10	10			10	10	252-0158	緑区又野691	042-784-0660
49	神奈川中央交通西・津久井営業所	20	20			20	20	252-0159	緑区三ヶ木331	042-784-0661
50	いやしの湯	20	20			20	30	252-0162	緑区青根807-2	042-787-2288
51	相模湖漕艇場	10	10			10	5	252-0171	緑区与瀬340	042-684-2339
52	県立相模湖公園	10	10			10	5	252-0171	緑区与瀬317-1	042-684-2740
53	県立相模湖交流センター	20	20			20		252-0171	緑区与瀬259-1	042-682-6121
54	相模湖町商工会	5	5			5	5	252-0171	緑区与瀬896 相模湖総合事務所別館	042-684-3347
55	相模湖観光協会	20	20			20	10	252-0171	緑区与瀬1183	042-684-2633
56	小原の郷	15	15			15	10	252-0173	緑区小原711-2	042-684-5858
57	佐野川連絡所	10	10			10	10	252-0181	緑区佐野川2903	042-687-2606
58	牧野連絡所	10	10			10	10	252-0186	緑区牧野4232	042-689-2121
59	藤野やまなみ温泉	10	10			10	10	252-0186	緑区牧野4225-1	042-686-8073
60	県立藤野芸術の家	15	15			15	15	252-0186	緑区牧野4819	042-689-3030
61	ザ・ガーデンプレミアム相模原北公園	30	30			30		252-0134	緑区下九沢2038-1 管理室 篠原 様	042-764-6221
62	ケアハウス「実の里」	15		15		15		252-0211	中央区宮下本町1-9-6	042-768-8880
63	津久井せんべい本舗 藤本 様	20	20			20		252-0152	緑区太井121	042-780-8014
64	ドゥーミー相模原 フロント	20		20		20		252-0231	中央区相模原4-7-10 エス・プラザビル	042-753-9436
65	ツクイ・サンフォレスト相模原	40		40		40		252-0231	中央区相模原3-7-17	042-704-5305
66	介護付有料老人ホーム ツクイ・サンシャイン 相模原	30		30		30		252-0236	中央区富士見1-5-3 施設長 原 様	042-704-6771
67	ふぁみりいさばおと ばんびいの	2		2		2		252-0233	中央区鹿沼台1-7-7 トラストテック相模原ビル4F	042-776-2286
68	社会福祉法人ラファエル会城山薫風	3	3			3		252-0105	緑区久保沢3-2-7	042-851-2995
69	緑のおうち	10	10			10		252-0132	緑区橋本台1-22-18	042-703-5136
70	特別養護老人ホーム マナーハウス横山台	30		30		30		252-0241	中央区横山台1-28-3	042-759-5122

平成30年度広報さがみはら宅配分 (別紙③)

	宛 先	総数	緑区	中央区	南区	ウェルネ ス通信	さがみは ら市議会 だより	〒	住 所	電話番号
71	アクア横浜公園デイサービス	20		20		20		252-0242	中央区横浜6-1-21	042-704-9842
72	宇宙科学研究所庶務課	2		2		2		252-0222	中央区由野台3-1-1	042-751-3911
73	社会福祉法人 恩賜財団神奈川県同僚支援 会 グリーンヒル相模原	20		20		20		252-0228	中央区並木3-1-28	042-707-1941
74	株式会社サンコーシャ 相模庶務課	1		1		1		252-0212	中央区宮下1-1-12	042-759-4491
75	生活クラブ生協	1		1		1		252-0235	中央区中央相生3-9-23 (中島優 様)	042-759-4491
76	上清商店振興組合上溝ひだまり 若林様	20		20		20		252-0243	中央区上溝5-1-11	080-5935-8040
77	東林ふれあいセンター	30			30	30	30	252-0311	南区東林間1-22-17	042-745-7660
78	県立さがみ緑風園	8			8	8		252-0328	南区麻溝台2-4-18	042-766-2255
79	子育て広場 たんと	10			10	10		252-0303	南区相模大野4-4-3 伊勢丹相模原店6階ベビ- & キッズ コミュニティテラス	042-740-3404
80	日本年金機構相模原年金事務所	10			10	10		252-0388	南区相模大野6-6-6	042-745-8101
81	クレヴィア相模大野 管理組合	7			7	7		252-0303	南区相模大野8-2-4	042-701-8438
82	南区地域福祉交流ラウンジ	30			30	30		252-0303	南区相模大野3-2-2	042-701-3388
83	児童発達支援センターパンビ	20			20	20		252-0325	南区新磯野308 (担当:岩田)	042-746-7651
84	ブラウドタワー相模大野 管理事務所	20			20	20		252-0303	南区相模大野3-3-2 担当 千葉	042-701-5166
85	ベアナードオダサガ管理組合	40			40	40		252-0314	南区南台5-11-19 (担当:澤田 豊様)	042-744-1601
86	相模大野ハイツ	20			20	20		252-0311	南区東林間4-20-2相模大野ハイツB棟708号 (担当:谷 健一郎様)	042-733-4665
87	マザーズハローワーク相模原	20			20	20		252-0303	南区相模大野3-11-7 相模大野B&Vビル6階	042-862-0042
88	むくどり風の丘保育園	10	10			10		252-0134	緑区下九沢1558-14	042-760-1122
89	小さき花保育園	10	10			10		252-0135	緑区大島1848-5	042-761-2563
90	げんきっず保育園	10	10			10		252-0143	緑区橋本8-4	042-770-5566
91	みんなの保育園トッポ	5	5			5		252-0144	緑区東橋本1-19-12	042-770-1609
92	高見保育園	10	10			10		252-0144	緑区東橋本3-16-9	042-773-3235
93	西橋本みたけ保育園	10	10			10		252-0131	緑区西橋本2-20-12	042-700-6688
94	城山中央保育園	5	5			5		252-0105	緑区久保沢1-5-47	042-782-5135
95	第2ふたば園	10		10		10		252-0253	中央区南橋本1-2-17	042-700-1250
96	たけのうち保育園	10		10		10		252-0203	中央区東淵野辺4-25-3	042-730-6336
97	たけの子第2保育園	10		10		10		252-0205	中央区小山2-7-24	042-779-3330
98	淵野辺保育園	10		10		10		252-0206	中央区淵野辺1-16-5	042-752-2123
99	夜間保育所ドリーム	5		5		5		252-0206	中央区淵野辺1-16-5	042-768-2265
100	和泉保育園	10		10		10	1	252-0224	中央区青葉2-8-2	042-756-3044
101	エンゼル保育園	5		5		5		252-0231	中央区相模原4-7-10	042-776-0906
102	ひかり保育園	15		15		15		252-0233	中央区鹿沼台2-12-15	042-786-0670
103	ふじ乳児保育園	10		10		10		252-0238	中央区星が丘1-4-8	042-752-5548
104	星ヶ丘二葉園	5		5		5		252-0238	中央区星が丘1-16-15	042-757-3413
105	すこやか保育園	10		10		10		252-0242	中央区横浜4-12-14	042-752-8184
106	ひよこ保育園	10		10		10		252-0243	中央区上溝7-5-3	042-762-1015
107	ひよこ第2保育園	5		5		5		252-0243	中央区上溝1887-1	042-750-0680
108	清水保育園	10		10		5		252-0244	中央区田名2166-2	042-762-1871
109	友愛保育園	10		10		10		252-0246	中央区水郷田名2-14-68	042-762-0349
110	南橋本みたけ保育園	10		10		10		252-0253	中央区南橋本3-4-21	042-700-8008
111	保育園モモ	5			5	5		252-0301	南区鵜野森1-21-4	042-767-8470
112	くぬぎ台保育園	5			5	5		252-0302	南区上鶴間3-23-18	042-745-1152
113	ふじSunSun保育園	10			10	10		252-0318	南区上鶴間本町6-4-11	042-815-3311
114	ひよこ第3保育園	10			10	10		252-0305	南区豊町1-29	042-767-5565
115	南大野太陽保育園	10			10	10		252-0305	南区豊町10-5	042-767-3215
116	松が枝保育園	5			5	5		252-0313	南区松が枝町10-14	042-747-7100
117	立正保育園	2			2	2		252-0314	南区南台5-10-26	042-744-1313
118	マシュマロ保育園	5			5	5		252-0321	南区相模台2-26-4	042-745-1601
119	相武台新日本保育園	10			10	10		252-0323	南区相武台団地1-4-3	046-251-3215
120	新磯野保育園	5			5	5		252-0325	南区新磯野3-22-15	046-253-0795
121	せんだん保育園	10			10	10		252-0326	南区新戸2078-2	046-251-1238
122	大野台保育園	10			10	10		252-0331	南区大野台4-3-20	042-755-0030
123	古淵保育園	25			25	25		252-0344	南区古淵3-1-8	042-756-0527
124	ののほな文京保育園	10			10	10		252-0307	南区文京1-6-5	042-705-3355
125	(福) 蓬萊の会 ひまわり第2保育園	20	20			20		252-0143	緑区橋本4-18-19	042-703-5847
126	保育園ピノ	15			15	15		252-0344	南区古淵1-8-1	042-750-0065
127	千代田保育園	10		10		10		252-0237	中央区千代田4-5-12	042-758-7711
128	あさみどり保育園	30		0	30	30		252-0311	南区東林間2-22-6	042-705-8653
129	あじさい住宅上鶴間	4			4	4	4	252-0318	南区上鶴間本町7-4-15 業務室	090-2334-3981
130	あじさい住宅東橋本	8	8			8	8	252-0144	緑区東橋本4-9-9 業務室	080-1050-4369
131	あじさい住宅陽光台	19		19		19	19	252-0226	中央区陽光台5-3-35 業務室	090-4521-7388
132	あじさい住宅相模台	7			7	7	7	252-0321	南区相模台5-8-5 業務室	090-6108-1680
133	あじさい住宅富士見	10		10		10	10	252-0236	中央区富士見5-5-10 業務室	080-3214-2155
134	あじさい住宅古淵	14			14	14	14	252-0344	南区古淵4-11-10 業務室	090-7212-7163
135	あじさい住宅二本松	10	10			10	10	252-0137	緑区二本松2-4-5 業務室	090-5422-0694
136	あじさい住宅上溝	18		18		18	18	252-0243	中央区上溝6-25-43 業務室	090-1817-4448
137	あじさい住宅大島	14	14			14	14	252-0135	緑区大島945-1 業務室	080-3206-1763
138	あじさい住宅上溝東	12		12		12	12	252-0243	中央区上溝3166-5 業務室	090-1762-7989
139	あじさい住宅コンフォールさがみ南	24			24	24	24	252-0312	南区相南1-24-5 業務室	080-6571-9872~3
140	あじさい住宅下溝	10			10	10	10	252-0335	南区下溝2103-28 業務室	090-3548-3007

平成30年度広報さがみはら宅配分 (別紙③)

	宛 先	総数	緑区	中央区	南区	ウェルネ ス通信	さがみは ら市議会 により	〒	住 所	電話番号
141	あじさい住宅相武台	9			9	9	9	252-0324	南区相武台2-11-10 業務室	090-6108-1685
142	市営上九沢団地	39	39			39	36	252-0136	緑区上九沢4 A棟1F 業務室	080-3446-4301
143	市営田名塩田団地	26		26		26	26	252-0245	中央区田名塩田3-3-4 3号棟1階 生活相談室	090-5587-4534
144	市営並木団地	7		7		7		252-0228	中央区並木3-1-19 1階 生活援助員室	080-3214-2150
145	市営大野台住宅	11			11	11	11	252-0331	南区大野台6-19-1 業務室	080-1283-7908
146	県営上矢部団地	5		5		5		252-0201	中央区矢部新町1-15 県営上矢部団地自治会事務局	080-6730-1939
147	ヴィアンフォーレ鶴舞	50			50	50	50	252-0302	南区上鶴間3-24-1 業務室	042-748-4312
148	神奈川県立公文書館	1		1		1	1	241-0815	横浜市旭区中尾1-6-1	045-364-4456
149	神奈川県立図書館 情報整備課	1		1		1	1	220-8585	横浜市西区紅葉ヶ丘9-2	045-263-5904
150	町田市立中央図書館	30			30	30		194-0013	町田市原町田3-2-9	042-728-8220
151	八王子市中央図書館	10	10			10		193-0835	八王子市千人町3-3-6	042-664-4321
152	栄光学園図書館	1		1		1		247-0071	鎌倉市玉縄4-1-1	0467-46-7711
153	座間市立図書館	1		1		1		252-0024	座間市入谷3-5873	046-255-1211
154	国立国会図書館 国内資料課 収集第二係	5		5		5		100-8924	千代田区永田町1-10-1	03-3581-2331
155	厚木市中央図書館	2		2		2		243-0018	厚木市中町1-1-3	046-223-0033
156	県央地域県政総合センター県民課	15		15		15		243-0004	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
157	神奈川県生涯学習センター	1		1		1		220-8585	横浜市西区紅葉ヶ丘9-2	045-263-5900
158	放送大学神奈川学習センター	1		1		1		232-0061	横浜市大岡2-31-1	045-710-7910
159	神奈川自治体問題研究所	1		1		1		220-0031	横浜市西区宮崎町25 横浜市従会館5階	045-252-3948
160	神奈川県市長会	1		1		1		231-0023	横浜市中区山下町75	045-664-7453
161	(財) 神奈川県市町村振興協会	1		1		1		231-0023	横浜市中区山下町75 神奈川自治会館内4階	045-664-7452
162	特別区自治情報・交流センター	1		1		1	1	102-0072	千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館4階	03-5210-9051
163	日本広報協会 広報閲覧室	1		1		1		160-0022	新宿区新宿1-15-9 さわだビル10階	03-5367-1701
164	女子美術大学 管財課	1		1		1		166-8538	杉並区和田1-49-8	03-5340-4503
165	狛江市情報課広報係	1		1		1		201-8585	狛江市和泉本町1-1-5	03-3430-1111
166	町田市企画部広報課	10		10		10		194-8601	町田市森野2-2-22	042-722-3111
167	市政情報やまびこ	1		1		1		194-0021	町田市森野2-2-22 町田市役所本庁舎1階	042-724-8407
168	法政大学 多摩地域交流センター	3	1	1	1	3		192-0298	町田市相原町4342	042-783-3014
169	株式会社ショッパー社	1			1	1		194-0013	町田市原町田4-19-18 グリーンコート町田1階	042-725-2571
170	八王子市役所都市戦略部広報課	1		1		1		192-8501	八王子市元本郷3-24-1	042-626-3111
171	上野原市役所企画課	1		1		1		409-0192	山梨県上野原市上野原3832	0554-62-3118
172	道志村役場総務課	1		1		1		402-0209	山梨県南都留郡道志村6181-1	0554-52-2111
173	能代市企画課広報聴係	3		3		3		016-8501	秋田県能代市上町1-3	0185-89-2147
174	大船渡市活力推進課	3		3		3		022-8501	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15	0192-27-3111
175	座間防衛施設事務所	2		2		2	2	242-0004	大和市鶴間1-13-2	046-261-4332
176	佐久市交流推進課国際交流係	1		1		1		385-8501	長野県佐久市中込3056	0267-62-2111
177	立科町総務課企画財政課	2		2		2		384-2305	長野県北佐久郡立科町大字芦田2532	0267-56-2311
178	尼崎市広報課	1		1		1		660-8501	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1	06-6489-6021
179	岡山市役所広報課	1		1		1		700-8544	岡山市北区大供1-1-1	086-803-1024
180	肝付町役場企画調整課	3		3		3		893-1207	鹿児島県肝属郡肝付町新富98	0994-65-2511
181	福岡市市長室広報課	1		1		1		810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	092-711-4016
182	北九州市広報室広報課 市政だより担当	1		1		1		803-8501	福岡県北九州市小倉北区城内1-1	093-582-2236
183	川崎市役所 シティプロモーション推進室	1		1		1		210-8577	川崎市川崎区宮本町1	044-200-2282
184	横浜市 広報相談サービス部 広報課	1		1		1		231-0017	横浜市中区港町1-1	045-671-3736
185	相和病院	20	20			20		252-0135	緑区大島1752	042-761-2331
186	相原病院	20	20			20		252-0141	緑区相原5-12-5	042-772-3100
187	湘北病院	20	20			20		252-0137	緑区二本松1-37-9	042-762-5351
188	相模原協同病院	20	20			20		252-5188	緑区橋本2-8-18	042-772-4291
189	相模湖病院	20	20			20		252-0176	緑区寸沢嵐2891	042-685-0021
190	広瀬病院	20	20			20		252-0106	緑区久保沢2-3-16	042-782-3021
191	ふじの温泉病院	20	20			20		252-0186	緑区牧野8147-2	042-689-2321
192	森田病院	20	20			20		252-0159	緑区三ヶ木627	042-784-4114
193	見友脳神経外科眼科病院	20	20			20		252-0135	緑区大島1605-1	042-761-2100
194	千木良診療所	5	5			5		252-0174	緑区千木良852-8	042-684-2046
195	青野原診療所	5	5			5		252-0161	緑区青野原2015-2	042-787-0004
196	藤野診療所	3	3			3		251-0184	緑区小淵1656-1	042-687-2229
197	田名病院	20		20		20		252-0245	中央区田名塩田3-14-36	042-778-3080
198	中村病院	20		20		20		252-0243	中央区上溝6-18-39	042-761-3721
199	梨本病院	20		20		20		252-0227	中央区光が丘1-8-7	042-753-2301
200	さがみハビリテーション病院	20		20		20		252-0254	中央区下九沢54-2	042-773-3211
201	総合相模更生病院	20		20		20		252-5225	中央区小山3429	042-752-1808
202	さがみ仁和会病院	20		20		20		252-0231	中央区相模原4-11-4	042-755-2133
203	相模原中央病院	20		20		20		252-0236	中央区富士見6-4-20	042-754-2211
204	社会保険相模野病院	20		20		20		252-0206	中央区淵野辺1-2-30	042-752-2025
205	淵野辺総合病院	20		20		20		252-0206	中央区淵野辺3-2-8	042-754-2222
206	相愛病院	20			20	20		252-0336	南区当麻1632	042-778-2111
207	相模原友愛温泉病院	20			20	20		252-0328	南区麻溝台697	042-778-1181
208	相模ヶ丘病院	20			20	20		252-0335	南区下溝4378	042-778-0200
209	相模原南病院	20			20	20		252-0331	南区大野台7-10-7	042-759-3911
210	大野台クリニック	20			20	20		252-0331	南区大野台6-19-12 大野台クリニックビル2階 渡辺様	042-704-6645

平成30年度広報さがみはら宅配分（別紙③）

	宛 先	総数	緑区	中央区	南区	ウェルネ ス通信	さがみは ら市議会 だより	〒	住 所	電話番号
211	黒河内病院	20			20	20		252-0305	南区豊町17-36	042-742-0211
212	慈誠会病院	20			20	20		252-0303	南区相模大野6-19-26	042-742-3636
213	さがみ生協病院	20			20	20		252-0303	南区相模大野6-2-11	042-743-3261
214	相模原療育園	20			20	20		252-0334	南区若松1-21-9	042-749-6316
215	相模病院	20			20	20		252-0334	南区若松1-12-25	042-743-0311
216	東芝林間病院	20			20	20		252-0385	南区上鶴間7-9-1	042-742-3577
217	森下記念病院	20			20	20		252-0311	南区東林間4-2-18	042-742-5055
218	丘整形外科病院	20			20	20		252-0325	南区新磯野2-7-10	042-748-1201
219	小松会病院	20			20	20		252-0325	南区新磯野2337	042-744-6731
220	国立病院機構相模原病院	20			20	20		252-0392	南区桜台18-1	042-742-8311
221	北里大学病院	20			20	20		252-0375	南区北里1-15-1	042-778-8111
222	北里大学東病院	20			20	20		252-0380	南区麻溝台2-1-1	042-748-9111
223	株式会社ファミリーマート 相模原営業所	1		1		1		242-0017	大和市大和東2-2-13 アサヒヤマトビル6F	046-200-3337
224	ファミリーマート橋本三丁目店	20	20			20		252-0143	緑区橋本3-19-17	042-772-5916
225	ファミリーマート橋本七丁目店	20	20			20		252-0143	緑区橋本7-5-21	042-700-2190
226	ファミリーマート西橋本二丁目店	20	20			20		252-0131	緑区西橋本2-27-1	042-700-6231
227	ファミリーマート相模原協同病院店	20	20			20		252-0143	緑区橋本2-8-18 相模原協同病院内	042-700-7201
228	ファミリーマート藤野PA下り店	20	20			20		252-0184	緑区小淵2256-2	042-686-6880
229	ファミリーマート相模原下九沢店	20	20			20		252-0134	緑区下九沢2917-1	042-764-0650
230	ファミリーマート津久井太井店	20	20			20		252-0152	緑区太井 230-1	042-780-5016
231	ファミリーマート橋本駅南口店	20	20			20		252-0143	緑区橋本2-2-4	042-700-6201
232	ファミリーマートさがみ夢大通り店	20		20		20		252-0231	中央区相模原7-1-25	042-786-6124
233	ファミリーマートよろづや田名豊原店	20		20		20		252-0244	中央区田名3991-1	042-764-0425
234	ファミリーマート共和中学校東店	20		20		20		252-0234	中央区共和1-6-2	042-786-6733
235	ファミリーマート松が丘二丁目店	20		20		20		252-0223	中央区松が丘2-26-9	042-786-6610
236	ファミリーマート星が丘三丁目店	20		20		20		252-0238	中央区星が丘3-6-25	042-786-0038
237	ファミリーマート清新六丁目店	20		20		20		252-0216	中央区清新6-18-15	042-700-2051
238	ファミリーマート相模原駅前店	20		20		20		252-0231	中央区相模原3-2-3	042-786-0238
239	ファミリーマート相模原宮下本町一丁目店	20		20		20		252-0211	中央区宮下本町1-11-8	042-704-6429
240	ファミリーマート相模原中央五丁目店	20		20		20		252-0239	中央区中央5-8-3	042-730-3612
241	ファミリーマート相模原淵野辺三丁目店	20		20		20		252-0206	中央区淵野辺3-10-18	042-786-6650
242	ファミリーマート相模原緑が丘店	20		20		20		252-0225	中央区緑が丘2-44-25	042-730-3861
243	ファミリーマート田名堀之内店	20		20		20		252-0244	中央区田名4791-1	042-764-2036
245	ファミリーマート木藤淵野辺四丁目店	20		20		20		252-0206	中央区淵野辺4-14-18	042-757-5855
246	ファミリーマート相模原四丁目店	20		20		20		252-0231	中央区相模原4-5-19	042-704-6560
247	ファミリーマートよろづや相模大野北口店	20			20	20		252-0303	南区相模大野3-9-1	042-701-3792
248	ファミリーマートサンズ相模原町田駅店	20			20	20		252-0318	南区上鶴間本町3-18-29	042-701-6266
249	ファミリーマートサンズ相模台五丁目店	20			20	20		252-0324	南区相模台5-11-7	042-701-8961
250	ファミリーマートよろづや相模台	20			20	20		252-0232	南区相模台2-2-6	042-740-4363
251	ファミリーマート加藤東林間店	20			20	20		252-0311	南区東林間6-19-15	042-749-5186
252	ファミリーマート細谷古淵店	20			20	20		252-0344	南区古淵1-34-13	042-752-3306
253	ファミリーマート細谷大野台店	20			20	20		252-0331	南区大野台2-25-3	042-756-7805
254	ファミリーマート三河屋上鶴間店	20			20	20		252-0318	南区上鶴間本町8-5-5	042-701-4920
255	ファミリーマート相武台団地西店	20			20	20		252-0325	南区新磯野1-19-12	046-298-2046
256	ファミリーマート相模原東林間駅前店	20			20	20		252-0311	南区東林間5丁目2-1	046-767-5177
257	ファミリーマート相模原当麻店	20			20	20		252-0336	南区当麻877-1	042-777-8035
258	ファミリーマート相模女子大前店	20			20	20		252-0303	南区相模大野5-17-26	042-767-5085
259	ファミリーマート相模大野駅前店	20			20	20		252-0303	南区相模大野7-1-10	042-765-2155
260	ファミリーマート大野台二丁目店	20			20	20		252-0331	南区大野台2-5-3	042-786-6128
261	ファミリーマート北里大学L1号館店	20			20	20		252-0329	南区北里1-15-1北里大学L1号館	042-777-8075
262	ファミリーマート北里大学学生ホール店	20			20	20		252-0329	南区北里1-15-1	042-777-8717
263	ファミリーマート北里大学病院店	20			20	20		252-0329	南区北里1-15-1	042-777-8017
264	ファミリーマートよろづやベアナード店	20			20	20		252-0314	南区南台5-11-19-101	042-767-3830
265	ファミリーマート相模大野8丁目店	20			20	20		252-0303	南区相模大野8-9-10	042-767-2032
266	スリーエフ相模原田名塩田店	20		20		20		252-0245	中央区田名塩田4-16-10	042-777-0164
267	橋本高齢者支援センター	20	20			20		252-0143	緑区西橋本3-1-14	042-773-5812
268	相原高齢者支援センター	20	20			20		252-0137	緑区二本松3-4-7	042-703-5088
269	大沢高齢者支援センター	20	20			20		252-0135	緑区大島1583-1(介護老人保健施設グリーンヒルズ相模原内)	042-760-1210
270	津久井高齢者支援センター	20	20			20		252-0157	緑区中野966-5	042-780-5790
271	相模湖高齢者支援センター	20	20			20		252-5162	緑区与瀬896(相模湖総合事務所1階)	042-685-1538
272	藤野高齢者支援センター	20	20			20		252-0184	緑区小淵2000(藤野総合事務所3階)	042-686-6705
273	小山高齢者支援センター	20		20		20		252-0205	中央区宮下1-1-21	042-771-3381
274	清新高齢者支援センター	20		20		20		252-0216	中央区清新3-6-1	042-707-0822
275	横山高齢者支援センター	10		10		10		252-0239	中央区中央5-3-18(特別養護老人ホーム泰政国内)	042-751-6662
276	中央高齢者支援センター	20		20		20		252-0236	中央区千代田1-6-2 アスカマンション1-C号	042-730-3886
277	星が丘高齢者支援センター	20		20		20		252-0238	中央区星が丘3-6-21マルセイハイツ1-105	042-758-7719
278	光が丘高齢者支援センター	20		20		20		252-0224	中央区光が丘2-18-87(光が丘ふれあいセンター内)	042-750-1067
279	大野北第2高齢者支援センター	20		20		20		252-0233	中央区鹿沼台1-3-17ヴィアーレ鹿沼台1-C	042-768-2195
280	大野北第1高齢者支援センター	20		20		20		252-0206	中央区淵野辺3-20-15淵野辺コート1階	042-704-9551

平成30年度広報さがみはら宅配分（別紙③）

	宛 先	総数	緑区	中央区	南区	ウェルネ ス通信	さがみは ら市議会 だより	〒	住 所	電話番号
281	田名高齢者支援センター	20		20		20		252-0244	田名1262-5 D+style 上田名ビル1階	042-764-6831
282	上溝高齢者支援センター	20		20		20		252-0243	中央区上溝7-16-13	042-768-1805
283	大野中高齢者支援センター	20			20	20		252-0344	南区古淵3-28-1 ランバーパート6 1階	042-701-0511
284	大沼高齢者支援センター	20			20	20		252-0334	南区若松4-17-13 ソフィアビル 1階	042-705-5435
285	大野台高齢者支援センター	20			20	20		252-0331	南区大野台5-19-15 (シルバータウン大野台ケアセンター内)	042-758-8278
286	大野南高齢者支援センター	20			20	20		252-0303	南区相模大野3-1-33 丸徳ビル1階	042-767-3701
287	上鶴間高齢者支援センター	20			20	20		252-0318	南区上鶴間本町6-28-14	042-767-2731
288	麻溝高齢者支援センター	20			20	20		252-0335	南区下溝756-6 三和麻溝店B館3階	042-777-6858
289	新磯高齢者支援センター	20			20	20		252-0326	南区新戸1716 (新戸デイサービスセンター内)	046-252-7646
290	相模台第1高齢者支援センター	30			30	30		252-0314	南区南台5-12-21-1A	042-767-3888
291	相模台第2高齢者支援センター	20			20	20		252-0321	南区相模台6-12-11	042-741-6665
292	相武台高齢者支援センター	10			10	10		252-0325	南区新磯野5-38-2 (新磯野デイサービスセンター内)	042-745-2644
293	東林第2高齢者支援センター	10			10	10		252-0312	南区相南1-7-17 (担当:土川)	042-705-8278
294	東林第1高齢者支援センター	20			20	20		252-0302	南区上鶴間6-6-1 (特別養護老人ホーム東林間シニアクラブ内)	042-740-7708
295	とことん餃子の朝日屋	10		10		10		252-0231	中央区相模原5-10-10 カンノインビル101	042-730-6161
296	船橋市市長公室広報課	1		1		1		273-8501	千葉県船橋市湊町2-10-25	047-436-2012
	合 計	4,890	1,756	1,564	1,570	4,539	1,051			

平成30年度広報さがみはら 市役所納品分 別紙④

※簡易包装にしてください。必ず二つ折りで結束をし、広聴広報課へ納品する

	棚番号		宛 先	総数	緑区 中央区 南区			ウェルネ ス通信	市議会だよ り
					緑区	中央区	南区		
1	1	-	県庁・広報県民課						1
2	1	-	県庁・市町村課行政グループ	1		1		1	1
3	4	3	情報公開課 (二つ折りでなくともよい)	120		120		100	50
4	5	3	広聴広報課広聴班 (二つ折りでなくともよい)	40		40		30	30
5	10	5	中央障害福祉相談課	25		25		25	
6	10	7	中央高齢者相談課	6		6		6	
7	11	2	地域包括ケア推進課	4		4		4	
8	12	1	地域保健課 (二つ折りでなくともよい)	130		130		130	30
9	12	2	疾病対策課	10		10		10	
10	12	5	健康増進課	13		13		13	
11	12	6	中央保健センター	11		11		11	
12	13	4	こども家庭課	5		5		5	
13	8	2	緑区 緑子育て支援センター	20	20			10	
14	13	5	中央区 中央子育て支援センター	20		20		10	
15	21	3	南区 南子育て支援センター	20			20	10	
16	14	6	産業会館(商工会議所)	30		30		30	1
17	16	8	環境情報センター	10		10		10	15
18	16	1	社会福祉協議会(あじさい会館)	40		40		40	30
19	16	5	相模原メディカルセンター	40		40		40	
20	16	6	けやき会館	20		20		20	
21	16	7	けやき体育館	20		20		20	
22	17	1	市民会館	40		40		40	30
23	17	4	陽光園	4		4		4	
24	18	4	中央区役所区民課	5		5		5	
25	19	7	児童相談所	10		10		10	5
26	26	2	総合学習センター	25		25		25	30
27	29	3	青少年学習センター	30		30		30	30
28	27	7	体育協会	25		25		25	
29	30	2	視聴覚ライブラリー	5		5		5	
30	31	1	松が丘園(社会福祉事業団)	10		10		10	
31	31	5	市民活動サポートセンター	10		10		10	20
32	32	1	相模原保育園	10		10		10	
33	32	2	陽光台保育園	10		10		10	
34	32	3	上矢部保育園	5		5		5	
35	32	4	田名保育園	20		20		20	
36	32	5	南上溝保育園	10		10		10	
37	33	2	さがみはら国際交流ラウンジ	15		15		15	
38	34	1	大野北こどもセンター	10		10		10	
39	34	2	上溝南こどもセンター	5		5		5	
40	34	3	向陽こどもセンター	5		5		5	
41	34	4	清新こどもセンター	5		5		5	
42	34	5	田名こどもセンター	5		5		5	
43	34	6	並木こどもセンター	10		10		10	
44	34	7	富士見こどもセンター	5		5		5	
45	34	8	星が丘こどもセンター	5		5		5	
46	34	9	横山こどもセンター	10		10		10	
47	34	10	陽光台こどもセンター	10		10		10	
48	45	2	緑区・ふじの体験の森 やませみ	10	10			10	
49	8	3	緑区・緑保健センター	5	5			5	
50	12	5	緑区・大沢保育園	5	5			5	
51	13	5	緑区・相原保育園	10	10			10	
52	12	1	南区・鹿島台こどもセンター	10			10	10	
53	12	2	南区・上鶴間こどもセンター	5			5	5	
54	12	3	南区・相模台こどもセンター	5			5	5	
55	12	4	南区・相武台こどもセンター	5			5	5	
56	12	5	南区・鶴園中和田こどもセンター	5			5	5	
57	9	2	緑区・さがみはら産業創造センター (産業・雇用政策課西橋本連絡所)	10	10				30
58	15	1	緑区・二本松こどもセンター	5	5			5	
59	15	2	緑区・大島こどもセンター	5	5			5	

平成30年度広報さがみはら 市役所納品分 別紙④

※簡易包装にしてください。必ず二つ折りで結束をし、広聴広報課へ納品する

	棚番号		宛 先	総数	緑区	中央区	南区	ウェルネ ス通信	市議会だよ り
60	15	3	緑区・橋本こどもセンター	5	5			5	
61	4	1	南区・斎場	10			10	10	
62	4	4	南区・グリーンホール相模大野(市民文化財団)	15			15	15	30
63	4	5	南区・相模原南メディカルセンター	15			15	15	30
64	5	1	南区・大沼保育園	10			10	10	
65	5	2	南区・谷口保育園	10			10	10	
66	5	3	南区・東林保育園	5			5	5	
67	5	4	南区・麻溝保育園	5			5	5	
68	6	1	南区・麻溝台保育園	10			10	10	
69	6	2	南区・相武台保育園	5			5	5	
70	6	3	南区・新磯保育園	5			5	5	
71	7	1	南区・図書館相武台分館	5			5	5	10
72	11	1	南区・麻溝こどもセンター	10			10	10	
73	11	2	南区・新磯こどもセンター	10			10	10	
74	11	3	南区・大沼こどもセンター	5			5	5	
75	11	4	南区・大野台こどもセンター	5			5	5	
76	11	5	南区・大野南こどもセンター	10			10	10	
77	郵便局株式会社 座間郵便局			10			10	10	1
78	郵便局株式会社 橋本郵便局 高山様			50	50			50	1
合 計				1,169	125	849	195	1,099	375

平成30年度広報さがみはら
ポスティング分

別紙⑤

広報さがみはら				ウェルネス通信	さがみはら市 議会だより
	緑 区	中央区	南 区		
2,500	605	1,085	810	2,500	2,500

平成30年度広報さがみはら納品日程表(予定)

別添 2

発行日		納品1		納品2	
4月15日	日	4/11	水	4/12	木
5月1日	火	4/25	水	4/26	木
5月15日	火	5/10	木	5/11	金
6月1日	金	5/29	火	5/30	水
6月15日	金	6/12	火	6/13	水
7月1日	日	6/27	水	6/28	木
7月15日	日	7/11	水	7/12	木
8月1日	水	7/27	金	7/30	月
8月15日	水	8/10	金	8/13	月
9月1日	土	8/29	水	8/30	木
9月15日	土	9/12	水	9/13	木
10月1日	月	9/26	水	9/27	木
10月15日	月	10/10	水	10/11	木
11月1日	木	10/29	月	10/30	火
11月15日	木	11/12	月	11/13	火
12月1日	土	11/28	水	11/29	木
12月15日	土	12/12	水	12/13	木
1月1日	祝	12/21	金	12/25	火
1月15日	火	1/9	水	1/10	木
2月1日	金	1/29	火	1/30	水
2月15日	金	2/12	火	2/13	水
3月1日	金	2/26	火	2/27	水
3月15日	金	3/12	火	3/13	水
4月1日	月	3/27	水	3/28	木

(個人情報の保護に関する条例等の遵守)

第1条 「広報さがみはら新聞折り込み、配布（ポスティング等）、梱包、配送・納品業務委託」（以下「本委託業務」という。）について、受注者は、相模原市の定める個人情報保護条例及び関係法令等に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の報告)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 受注者は、発注者と協議し、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、本委託業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(監督、教育等の実施)

第5条 受注者は、個人情報の取扱いに関する作業責任者及び作業従事者に対する適切な監督を行うとともに、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし

てはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、退職した後も含め、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないため必要かつ適切な監督をしなければならない。また、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させ、書面によりこのことを発注者に報告しなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、本委託業務の全部又は一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に次に定める項目を明確にした上で、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法

- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況の管理及び監督をするとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

- 6 受注者は次に定める事項を遵守するものとする。再委託先が委託された業務をさらに第三者へ委託する場合のように委託が繰り返される場合においても同様とし、再委託の契約書等にその趣旨を盛り込むものとする。（この場合においては、再委託など事業者のつながりを「委託の系列」という。）

(1) 受注者は、受注者に関する特記事項に係る書面及び受注者が委託の系列を通じて取得した特記事項に係る書面の写しを、発注者へ提出するものとする。

(2) 前号の書面を用いる場合だけでなく、書面を用いない場合においても、個人情報の取扱いに関する承認、指定等、意思決定に関わる事項は、事前に委託の系列を通じ発注者の承認、指定等を得るものとする。

(3) 受注者が再委託する場合、第1号の「発注者」を「委託の系列を通じ相模原市」と、第15条の「発注者」を「発注者及び相模原市」と、第16条第3項の「発注者」を「相模原市」とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- （1）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。
- （2）発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、作業場所から持ち出さないこと。
- （3）個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- （4）事前に発注者の承認を受けて、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報の複製又は複写をしないこと。
- （5）個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- （6）個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- （7）個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- （8）作業場所に、私用パソコン、私用外部電磁的記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- （9）個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- （10）個人情報を、電子メールで送信しないこと。ただし、発注者が承認したときはこの限りではない。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者の承認なく第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第11条 受注者は、発注者との間の個人情報の受渡しに関しては、書面により発注者に対して申請し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の受領書を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は消去等）

第12条 受注者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は消去若しくは廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに應じなければならない。
- 4 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者氏名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(開示請求等)

第13条 個人情報に係る本人からの開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）については、発注者が相模原市個人情報保護条例の規定に基づき対応するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受注者は、個人情報の取扱いの状況について定期的に又は発注者の求めに応じて書面により報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第15条 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約及び本特記事項の遵守状況を確認するため、受注者に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
 - 3 受注者は、前項の規定による指示を受けたときは、その指示に対する対応について、発注者が指定する期限までに報告しなければならない。

(事故時の対応)

- 第16条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、第三者に本委託業務の実施に起因する損害を与えた場合は、その損害を自らの責任において賠償するものとする。

相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除について

平成24年1月1日より相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり契約条件を定めます。

なお、対象となる契約は平成24年1月1日以降に契約するものです。

（暴力団排除に係る落札決定の取り消し）

1 落札決定後、契約締結までの間に、当該落札決定の通知を受けた者（以下「落札者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札決定を取り消し、この契約を締結しないこととする。この場合において、取り消しにより落札者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）落札者が個人である場合には、その者が、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- （2）落札者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- （3）落札者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- （4）落札者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は落札者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

（暴力団排除に係る契約の解除）

2 発注者は、契約後、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）受注者が個人である場合には、その者が、暴力団員等と認められるとき、又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- （2）受注者が、県条例第23条第1項に違反したと認められるとき。
- （3）受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- （4）受注者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

3 2の規定により発注者がこの契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 2の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって3の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

5 受注者は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

6 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

7 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

8 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

内訳書（総価単価契約）
件名「広報さがみはら新聞折り込み・配布（ポスティング等）、梱包、配送・納品業務委託契約」

No	品名			ページ数	単価（税抜）	部数	発行等回数	合計部数	金額（税抜）	
1	広報さがみはら・別冊ウェルネス通信	新聞折り込み	広報さがみはら 1日号 8ページ	8ページ		205,000	2	410,000		
2			広報さがみはら 1日号 12ページ	12ページ		205,000	10	2,050,000		
3			広報さがみはら 15日号 8ページ	8ページ (1～7号+区版が1号)		205,000	2	410,000		
4			広報さがみはら 15日号 12ページ	12ページ (1～11号+区版が1号)		205,000	10	2,050,000		
5			別冊ウェルネス通信	2ページ		205,000	24	4,920,000		
6		配布（ポスティング等）「広報さがみはら」・「別冊ウェルネス通信」					2,500	24	60,000	
7	梱包、配送・納品「広報さがみはら」・「別冊ウェルネス通信」						24			
									①小 計	

Nº	品名		ページ数	単価（税抜）	部数	発行等回数	合計部数	金額（税抜）
8	さがみはら市議会だより	新聞 折り込み	議会だより（6/1号）	2 ページ	205,000	1	205,000	
9			議会だより（5/1、8/1、11/1、2/1号）	8 ページ	205,000	4	820,000	
10		「議会だより」を配布（ポスティング等）する場合の加算分			2,500	5	12,500	
11		「議会だより」を梱包、配送・納品する場合の加算分				5		
							②小 計	

※補足説明

- ・「広報さがみはら」「別冊ウェルネス通信」は、年間合計24回発行します。
 - ・「議会だより」は、年間合計5回発行します。
 - ・記入する金額の単位は「円」です。
 - ・No.6は、1部当たりの配布（ポスティング等）に係る経費です。（※「広報さがみはら」と「別冊ウェルネス通信」）
 - ・No.10は、1部当たりの配布（ポスティング等）に係る経費です。No.6と「議会だより」を合わせて配布（ポスティング等）する場合の加算分のみを記入してください。
 - ・No.7は、1号（1回）当たりの梱包、配送・納品に係る経費です。（※「広報さがみはら」と「別冊ウェルネス通信」）
 - ・No.11は、1号（1回）当たりの梱包、配送・納品に係る経費です。（※No.7と「議会だより」を梱包、配送・納品する場合の加算分のみを記入してください。No.1～No.11の単価を出してください。総価単価契約（分割払い）とします。
- 税抜金額を記入してください。

合計金額（①+②）	
-----------	--